

徳島県個人情報保護審査会答申第85号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

平成29年2月9日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「H〇. 〇月〇日、私と県が協議した内容に関する聞き取り調査（〇〇〇の件）報告書及び経緯が分かる書類 人事課」に該当する保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成29年2月23日、実施機関は、本件請求に係る公文書を作成しておらず、個人情報を保有していないため、条例第20条第3項の規定により請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成29年2月27日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

平成29年10月12日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書における審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

県職員の倫理違反・・・「平成〇年〇月〇日、知事を目安箱にメールしたメールが着いてないとした」〇〇〇と、「個人情報（保険金詐欺の個人情報公開で資料を〇〇〇が抜取った人権侵害行為）」を人権課の〇〇〇と協議した件と、県職員の倫理違反

・・・知事を目安箱にメールした、「平成○年○月○日、知事を目安箱にメールした「平成○年○月○日、○○○で、土地改良区関係者と会席し、○○○と○○○がご馳走に成った件」で、人事課の○○○との協議し、其のときメールした書類で協議書したものであり、無いとする拒否決定は可笑しい。正に、「枉法行為」其のものです。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書を要約すると、本件決定の理由については次のとおりである。

審査請求人から実施機関に対する個人情報開示請求書記載の申出について、実施機関においては、当該申出に係る情報共有、事実確認等は口頭により行っており、当該公文書の作成は行っていない。

なお、審査請求の理由のうち「人権問題」や「メールの着信問題」については、そもそも実施機関（人事課）が関与するものでないため、文書は作成していない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を保有していないと主張しているため、以下、実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

(1) 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る保有個人情報の内容は、平成○年○月○日に審査請求人と県（人事課）が協議した内容に関する聞き取り調査（○○○の件）の報告書及び経緯が分かる書類と解される。

(2) 本件請求に係る保有個人情報の不存在の妥当性について

実施機関の説明によると、平成○年○月○日の審査請求人から実施機関に対する申出について、実施機関においては、当該申出に係る情報共有、事実確認等は口頭により行っており、当該公文書の作成は行っていないとのことである。

実施機関における公文書の作成について、徳島県公文書管理規則（平成13年徳島県規則第73号）第5条は、「原則として、意思決定に当たっては文書を作成して行わなければならない。」と定めているが、対応内容の記録及び報告自体は意思決定そのものではないことから、必ずしも文書を作成する義務はなく、本件請求に係る公文書の作成をしていないとする実施機関の説明に、特段、不合理な点はない。

以上により、本件請求に係る保有個人情報について、不存在を理由として行った実施機関の決定は妥当である。

2 結論

当審査会は、本件請求に係る保有個人情報について本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成29年10月12日	諮 問
平成31年 1月24日	審 議 (第107回審査会)
2月26日	審 議 (第108回審査会)

徳島県個人情報保護審査会委員名簿 (五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
遠 藤 理恵子	弁護士	
竹 原 大 輔	弁護士	会長職務代理者
田 中 里 佳	公認会計士, 税理士	
南 波 浩 史	徳島文理大学総合政策学部教授	
松 永 満佐子	四国大学短期大学部教授	会長